

**「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)等」における
意見募集時の案と公布された政令等との差異について**

意見募集時の案からの差異は以下の通りです（技術的な修正や表記方法の適正化を含みます）。

（傍線の部分が差異の箇所。該当箇所のみ抜粋）

政令等：外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）	
意見募集時の案	公布された政令等
（銀行等の確認義務の対象とならない支払等及び銀行等の確認義務の対象となる取引等） 第七条 法第十七条第一号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める支払等は、第六条第一項の規定により指定された支払等のうち、法第十六条第三項の規定により許可を受ける義務が課された支払等であつて、<u>当該支払等の当事者、内容その他を勘案して当該支払等</u>が同条第一項若しくは第二項若しくは法第二十一条第一項若しくは第二項又はこれらの規定に基づく命令の規定の確実な実施を図るために指定されたもの以外の支払等に該当すると認め、財務大臣又は経済産業大臣が告示により指定する支払等とする。	（銀行等の確認義務の対象とならない支払等及び銀行等の確認義務の対象となる取引等） 第七条 法第十七条第一号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める支払等は、第六条第一項の規定により指定された支払等のうち、法第十六条第三項の規定により許可を受ける義務が課された支払等であつて、<u>当該支払等</u>が同条第一項若しくは第二項若しくは法第二十一条第一項若しくは第二項又はこれらの規定に基づく命令の規定の確実な実施を図るために指定されたもの以外の支払等に該当する<u>ものとして</u>財務大臣又は経済産業大臣が告示により指定する支払等とする。

政令等：直投令	
意見募集時の案	公布された政令等
(対内直接投資等の定義に関する事項) 第二条 法第二十六条第一項第三号に規定する他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定める会社の議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該会社の議決権（同号に規定する議決権をいう。第十六項及び第二十八項を除き、以下同じ。）の数とする。 5 <u>（略）</u> 三 <u>（略）</u> ハ 前二号に掲げるものの役員（前二号に掲げるものが当該組合等の業務執行組合員又は当該有限責任事業組合の組合員である場合における<u>もの</u>に限る。） 14 法第二十六条第二項第七号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか多い金額とする。 二 本邦に主たる事務所を有する法人に対する当該金銭の貸付け後における当該法人の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から、当該金銭の貸付け前における当該法人に対する金銭の貸付けの残高、他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該法人（会社に限る。）が発行した第二十五項第八号に規定するその募集が特定のものに対してされた社債（以下この号において「社債」という。）で当該金銭の貸付けを行つたものが所有するものの残高の合計額（当該金銭の貸付けを行つたものを第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（法第二十六条第一項各号に掲げるものをいう。以下同じ。）が行つた当該法人に対する金銭の貸付けの残高、当該非居住者等が他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該非居住者等が所有する当該法人の<u>社債の残高の合計額を含む。</u>）を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあっては、零） 16 法第二十六条第二項第九号に規定する投資一任契約その他の契約に基づき当該	(対内直接投資等の定義に関する事項) 第二条 法第二十六条第一項第三号に規定する他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定める会社の議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該会社の議決権（同号に規定する議決権をいう。第十六項及び第二十八項を除き、以下同じ。）の数とする。 5 <u>法第二十六条第一項第四号に規定する組合等の業務執行組合員に係る同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</u> 三 <u>有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合（以下この号において「有限責任事業組合」という。）であつて、次に掲げるものが当該有限責任事業組合の組合員の過半数を占めるもの（第一号に掲げるものを除く。）</u> ハ 前二号に掲げるものの役員（前二号に掲げるものが当該組合等の業務執行組合員又は当該有限責任事業組合の組合員である場合における<u>当該役員</u>に限る。） 14 法第二十六条第二項第七号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか多い金額とする。 二 本邦に主たる事務所を有する法人に対する当該金銭の貸付け後における当該法人の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から、当該金銭の貸付け前における当該法人に対する金銭の貸付けの残高、他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該法人（会社に限る。）が発行した第二十五項第八号に規定するその募集が特定のものに対してされた社債（以下この号において「社債」という。）で当該金銭の貸付けを行つたものが所有するものの残高の合計額（当該金銭の貸付けを行つたものを第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（法第二十六条第一項各号に掲げるものをいう。以下同じ。）が行つた当該法人に対する金銭の貸付けの残高、当該非居住者等が他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該非居住者等が所有する当該法人（<u>会社に限る。</u>）が発行した<u>社債の残高の合計額を含む。</u>）を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあっては、零） 16 法第二十六条第二項第九号に規定する投資一任契約その他の契約に基づき当該

取得をしたものが行使することができる議決権として政令で定めるものは、同号に規定する議決権の取得をしたものが外国議決権行使等権限（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の株式又はこれに相当するもの（以下「外国株式等」という。）への一任運用に係る契約その他の契約の締結により当該外国株式等に係る株主若しくはこれに相当するものとしての同号に規定する議決権（以下「外国議決権」という。）を行使することができる権限又は当該外国議決権の行使について指図を行うことができる権限をいう。以下同じ。）を保有する場合における当該外国議決権行使等権限に係る外国議決権とする。 18 第十六項の規定は、法第二十六条第二項第九号に規定する投資一任契約その他の契約に基づき<u>当該政令</u>で定めるものが行使することができる議決権として政令で定めるものについて準用する。 22 法第二十六条第二項第十号に規定する政令で定める者は、次に掲げる個人又は法人とする。 二 前号に規定する行使をしたものを<u>第十七項</u>に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる個人又は法人 四 <u>第一号</u>に規定する行使をしたもの（個人に限る。）の配偶者 五 <u>第一号</u>に規定する行使をしたもの（個人に限る。）の直系血族 六 <u>第一号</u>に規定する行使をしたもの（第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当するものに限る。）に係る国又は地域の政府機関、公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員若しくは使用人その他の従業者又は構成員 25 法第二十六条第二項第十一号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 二 非居住者である<u>個人が行う</u>、当該個人が非居住者となる以前から引き続き直接に保有する上場会社等以外の会社（以下「非上場会社」という。）の議決権の行使につき代理する権限の非居住者等に対する<u>委任であつて</u>、次のいずれにも該当するもの 六 共同して上場会社等の実質保有等議決権を行使することにつき、当該上場会社等の実質保有等議決権を保有する他の非居住者等の同意を得ることであつて、当該同意を得たもの（以下「同意取得者」という。）が保有する実質保有等議決権	取得をしたものが行使することができる議決権として政令で定めるものは、同号に規定する取得をしたものが外国議決権行使等権限（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の株式又はこれに相当するもの（以下「外国株式等」という。）への一任運用に係る契約その他の契約の締結により当該外国株式等に係る株主若しくはこれに相当するものとしての同号に規定する議決権（以下「外国議決権」という。）を行使することができる権限又は当該外国議決権の行使について指図を行うことができる権限をいう。以下同じ。）を保有する場合における当該外国議決権行使等権限に係る外国議決権とする。 18 第十六項の規定は、法第二十六条第二項第九号に規定する投資一任契約その他の契約に基づき<u>前項に規定する</u>政令で定めるものが行使することができる議決権として政令で定めるものについて準用する。 22 法第二十六条第二項第十号に規定する政令で定める者は、次に掲げる個人又は法人とする。 二 前号に規定する行使をしたものを<u>第十七項第一号</u>に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる個人又は法人 四 <u>法第二十六条第二項第十号</u>に規定する行使をしたもの（個人に限る。）の配偶者 五 <u>前号</u>に規定する行使をしたものの直系血族 六 <u>法第二十六条第二項第十号</u>に規定する行使をしたもの（第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当するものに限る。）に係る国又は地域の政府機関、公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員若しくは使用人その他の従業者又は構成員 25 法第二十六条第二項第十一号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 二 非居住者である<u>個人が行う委任であつて</u>、当該個人が非居住者となる以前から引き続き直接に保有する上場会社等以外の会社（以下「非上場会社」という。）の議決権の行使につき代理する権限の非居住者等に対する<u>もののうち</u>、次のいずれにも該当するもの 六 共同して上場会社等の実質保有等議決権を行使することにつき、当該上場会社等の実質保有等議決権を保有する他の非居住者等の同意を得ることであつて、当該同意を得たもの（以下「同意取得者」という。）が保有する実質保有等議決権
--	--

の数、当該同意をしたもの（以下この号において「同意者」という。）が保有する実質保有等議決権の数、当該同意取得者を第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等議決権及び当該同意者を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同号から同項第十七号まで、同項第二十号又は同項第二十一号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの

七 本邦に主たる事務所を有する法人に対する貸付債権の取得。ただし、次のいずれかに該当する貸付債権の取得を除く。

ニ 残高が次に掲げる金額のうちいずれか多い金額以下である貸付債権の取得

(2) 当該取得の後における当該貸付債権の債務者である本邦に主たる事務所を有する法人の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から、当該取得の前における当該法人に対する金銭の貸付けの残高、他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該法人（会社に限る。）が発行した社債で当該取得をしたものが所有するものの残高との合計額（当該取得をしたものを第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等がした当該法人に対する金銭の貸付けの残高、当該非居住者等が他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該非居住者等が所有する当該法人の社債の残高の合計額を含む。）を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）

八 会社の発行する社債でその募集が非居住者等のうち特定のものに対してされるものの取得。ただし、次のいずれかに該当する社債の取得を除く。

ニ 取得の金額が次に掲げる金額のうちいずれか多い金額以下である社債の取得

(1) 一億円を下らない金額で主務省令で定める金額から、当該取得の前において当該取得をしたものが所有する当該会社の社債の残高の金額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）

(2) 当該取得の後における当該会社の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から、当該取得の前において所有する当該会社の社債の残高、当該社債を取得したものによる当該会社に対する金銭の貸付けの残高及び当該社債を取得したものが他のものから取得した当該会社に対する貸付債権（前号イからハまでに規定する貸付債権を除く。以下こ

の数、当該同意をしたもの（以下この号において「同意者」という。）が保有する実質保有等議決権の数、当該同意取得者を第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等議決権の数及び当該同意者を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同号から同項第十七号まで、同項第二十号又は同項第二十一号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの

七 本邦に主たる事務所を有する法人に対する貸付債権の取得。ただし、次のいずれかに該当する貸付債権の取得を除く。

ニ 残高が次に掲げる金額のうちいずれか多い金額以下である貸付債権の取得

(2) 当該取得の後における当該貸付債権の債務者である本邦に主たる事務所を有する法人の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から、当該取得の前における当該法人に対する金銭の貸付けの残高、他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該法人（会社に限る。）が発行した社債で当該取得をしたものが所有するものの残高との合計額（当該取得をしたものを第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等がした当該法人に対する金銭の貸付けの残高、当該非居住者等が他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該非居住者等が所有する当該法人（会社に限る。）が発行した社債の残高の合計額を含む。）を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）

八 会社の発行する社債でその募集が非居住者等のうち特定のものに対してされるものの取得。ただし、次のいずれかに該当する社債の取得を除く。

ニ 取得の金額が次に掲げる金額のうちいずれか多い金額以下である社債の取得

(1) 一億円を下らない金額で主務省令で定める金額から、当該社債の取得の前において当該社債の取得をしたものが所有する当該会社が発行した社債の残高の金額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）

(2) 当該社債の取得の後における当該会社の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から、当該社債の取得の前において所有する当該会社が発行した社債の残高、当該社債の取得をしたものによる当該会社に対する金銭の貸付けの残高及び当該社債の取得をしたものが他のものから取得した当該会社に対する貸付債権（前号イからハまでに規定す

の(2)において同じ。)の残高の合計額(当該取得をしたものを第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が所有する当該会社の社債の残高、当該非居住者等が行った当該会社に対する金銭の貸付けの残高及び当該非居住者等が他のものから取得した当該会社に対する貸付債権の残高の合計額を含む。)を控除した金額(当該金額が零に満たない場合にあっては、零)

九 外国議決権の取得であつて、当該取得をしたものが直接に保有する出資証券所有法人等(特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を所有する外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体(法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体の構成員が当該特定組合類似団体の財産として当該出資証券を所有する場合は、当該特定組合類似団体)をいう。以下同じ。)の外国議決権(当該取得をしたものが当該出資証券所有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合にあっては、当該取得をしたものが外国議決権行使等権限を保有する場合における当該外国議決権行使等権限に係る外国議決権を含む。)の数と、当該取得をしたものを第十七項に規定する間接取得者とした場合に同項各号に該当することとなる非居住者等が直接に保有する当該出資証券所有法人等の外国議決権(当該取得をしたものが当該出資証券所有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合にあっては、当該非居住者等が外国議決権行使等権限を保有する場合における当該外国議決権行使等権限に係る外国議決権を含む。)の数とを合計した外国議決権の数(その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数)の当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が、新たに百分の五十以上となるもの

十 出資証券所有法人等又は当該出資証券所有法人等を被支配会社等とする外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員の選任に係る外国議決権の行使であつて、当該選任により、当該行使をしたもの及び当該行使をしたものを法第二十六条第二項第十号に規定する行使をしたものとした場合に第二十二項各号に該当することとなるものが新たに当該選任に係る法人その他の団体の役員又は役員で代表する権限を有するものの過半数を占めることとなるもの

十一 外国議決権行使等権限の取得であつて、当該取得をしたもの(以下この号において「間接行使等権限取得者」という。)が直接に保有する次のいずれかに該当する直接保有法人等又は出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権(自己が保有する外国議決権及び自己が保有する外国議決権行使等権限に係る外国議決権のうち、これらの外国議決権に係る外国議決権行使等権限が自己以外のものに委任され、かつ、当該委任により自己が当該外国議決権を行使できない場合にお

る貸付債権を除く。以下この(2)において同じ。)の残高の合計額(当該社債の取得をしたものを第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が所有する当該会社が発行した社債の残高、当該非居住者等が行った当該会社に対する金銭の貸付けの残高及び当該非居住者等が他のものから取得した当該会社に対する貸付債権の残高の合計額を含む。)を控除した金額(当該金額が零に満たない場合にあっては、零)

九 外国議決権の取得であつて、当該取得をしたものが直接に保有する出資証券所有法人等(特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を所有する外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体(法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体の構成員が当該特定組合類似団体の財産として当該出資証券を所有する場合は、当該特定組合類似団体)をいう。以下同じ。)の外国議決権(当該取得をしたものが当該出資証券所有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合にあっては、当該取得をしたものが外国議決権行使等権限を保有する場合における当該外国議決権行使等権限に係る外国議決権を含む。)の数と、当該取得をしたものを第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等が直接に保有する当該出資証券所有法人等の外国議決権(当該取得をしたものが当該出資証券所有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合にあっては、当該非居住者等が外国議決権行使等権限を保有する場合における当該外国議決権行使等権限に係る外国議決権を含む。)の数とを合計した外国議決権の数(その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数)の当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が、新たに百分の五十以上となるもの

十 出資証券所有法人等又は当該出資証券所有法人等を被支配会社等とする外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員の選任に係る外国議決権の行使であつて、当該選任により、当該行使をしたもの及び当該行使をしたものを法第二十六条第二項第十号に規定する行使をしたものとした場合に第二十二項各号に掲げる者に該当することとなる者が新たに当該選任に係る法人その他の団体の役員又は役員で代表する権限を有するものの過半数を占めることとなるもの

十一 外国議決権行使等権限の取得であつて、当該取得をしたもの(以下この号において「間接行使等権限取得者」という。)が直接に保有する次のいずれかに該当する直接保有法人等又は出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権(自己が保有する外国議決権及び自己が保有する外国議決権行使等権限に係る外国議決権のうち、これらの外国議決権に係る外国議決権行使等権限が自己以外のものに委任され、かつ、当該委任により自己が当該外国議決権を行使できない場合にお

ける外国議決権以外の外国議決権をいう。以下同じ。)の数と、当該間接行使等権限取得者を第十七項に規定する間接取得者とした場合に同項各号に該当することとなる非居住者等(以下この号において「間接行使等権限取得者の密接関係者」という。)が直接に保有する当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権の数とを合計した外国議決権の数(その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数)の当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が、新たに百分の五十以上となるもの(当該間接行使等権限取得者が当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合におけるものに限る。)

ロ 当該間接行使等権限取得者及び当該間接行使等権限取得者の密接関係者が所有する上場会社等の実質所有等株式の数並びに当該上場会社等の所有等株式を所有している直接保有法人等及び当該直接保有法人等を第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等(ハにおいて「直接保有法人等の密接関係者」という。)が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一以上となる場合における当該直接保有法人等

ハ 当該間接行使等権限取得者及び当該間接行使等権限取得者の密接関係者が保有する上場会社等の実質保有等議決権の数並びに当該上場会社等の保有等議決権を保有している直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一以上となる場合における当該直接保有法人等

十三 共同して直接保有法人等又は出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権の行使(当該直接保有法人等が所有し、若しくは保有する株式若しくは持分若しくは所有等株式若しくは保有等議決権に係る非上場会社若しくは上場会社等又は当該出資証券所有法人等が所有する出資証券に係る法人の経営に影響を与えるおそれのある事項がその対象に含まれていない場合におけるものを除く。)をすることにつき、当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権を保有する他の非居住者等の同意を得ることであつて、当該同意を得たもの(以下この号において「間接同意取得者」という。)が保有する実質保有等外国議決権の数、当該同意をしたもの(以下この号において「間接同意者」と

ける外国議決権以外の外国議決権をいう。以下同じ。)の数と、当該間接行使等権限取得者を第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等が直接に保有する当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権の数とを合計した外国議決権の数(その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数)の当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が、新たに百分の五十以上となるもの(当該間接行使等権限取得者が当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合におけるものに限る。)

ロ 当該間接行使等権限取得者及び当該間接行使等権限取得者を第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等(以下この号において「間接行使等権限取得者の密接関係者」という。)が所有する上場会社等の実質所有等株式の数並びに当該上場会社等の所有等株式を所有している直接保有法人等及び当該直接保有法人等を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等(当該間接行使等権限取得者又は当該間接行使等権限取得者の密接関係者に該当するものを除く。ハにおいて「直接保有法人等の密接関係者」という。)が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一以上となる場合における当該直接保有法人等

ハ 当該間接行使等権限取得者及び当該間接行使等権限取得者に係る間接行使等権限取得者の密接関係者が保有する上場会社等の実質保有等議決権の数並びに当該上場会社等の保有等議決権を保有している直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一以上となる場合における当該直接保有法人等

十三 共同して直接保有法人等又は出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権の行使(当該直接保有法人等が所有し、若しくは保有する株式若しくは持分若しくは所有等株式若しくは保有等議決権に係る非上場会社若しくは上場会社等又は当該出資証券所有法人等が所有する出資証券に係る法人の経営に影響を与えるおそれのある事項がその対象に含まれていない場合におけるものを除く。)をすることにつき、当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権を保有する他の非居住者等の同意を得ることであつて、当該同意を得たもの(以下この号において「間接同意取得者」という。)が保有する実質保有等外国議決権の数、当該同意をしたもの(以下この号において「間接同意者」と

いう。)が保有する実質保有等外国議決権の数、当該間接同意取得者を第十七項に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等外国議決権の数及び当該間接同意者を同項に規定する株式取得者等とした場合に同号イからニまでに掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数(その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数)の当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上となるもの(直接保有法人等の実質保有等外国議決権の行使に係る同意の取得にあつては、当該直接保有法人等が、当該間接同意者及び当該間接同意取得者を第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなる場合における当該同意の取得に限る。)

十四 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の外国議決権の取得であつて、当該取得の結果、当該法人その他の団体が、当該取得をしたものを第十七項に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等に新たに該当することとなることにより、当該取得をしたもの、当該非居住者等又はこれらのものの役員若しくは使用人その他の従業者が、特定組合類似団体(法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体をいう。以下同じ。)である直接保有法人等(当該取得をしたものを第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなるものに限る。)又は出資証券所有法人等の業務執行組合員の過半数を新たに占めることとなるもの

十五 特定組合類似団体である直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等又は直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等を被支配会社等とする特定組合類似団体の業務執行組合員への就任であつて、当該就任をしたもの、当該就任をしたものを第十七項に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる非居住者等又は当該就任をしたもの若しくは当該非居住者等(法人等に限る。)の役員若しくは使用人その他の従業者が、新たにこれらの特定組合類似団体の業務執行組合員の過半数を占めることとなるもの(特定組合類似団体である直接保有法人等又は直接保有法人等を被支配会社等とする特定組合類似団体の業務執行組合員への就任にあつては、これらの直接保有法人等が、当該就任をしたものを第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなる場合における当該就任に限る。)

28 法第二十六条第四項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

いう。)が保有する実質保有等外国議決権の数、当該間接同意取得者を第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等外国議決権の数及び当該間接同意者を同項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項第二号イからニまでに掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数(その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数)の当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上となるもの(直接保有法人等の実質保有等外国議決権の行使に係る同意の取得にあつては、当該直接保有法人等が、当該間接同意者及び当該間接同意取得者を第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなる場合における当該同意の取得に限る。)

十四 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の外国議決権の取得であつて、当該取得の結果、当該法人その他の団体が、当該取得をしたものを第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等に新たに該当することとなることにより、当該取得をしたもの、当該非居住者等又はこれらのものの役員若しくは使用人その他の従業者が、特定組合類似団体(法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体をいう。以下同じ。)である直接保有法人等(当該取得をしたものを第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなるものに限る。)又は出資証券所有法人等の業務執行組合員の過半数を新たに占めることとなるもの

十五 特定組合類似団体である直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等又は直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等を被支配会社等とする特定組合類似団体の業務執行組合員への就任であつて、当該就任をしたもの、当該就任をしたものを第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる非居住者等又は当該就任をしたもの若しくは当該非居住者等(法人等に限る。)の役員若しくは使用人その他の従業者が、新たにこれらの特定組合類似団体の業務執行組合員の過半数を占めることとなるもの(特定組合類似団体である直接保有法人等又は直接保有法人等を被支配会社等とする特定組合類似団体の業務執行組合員への就任にあつては、これらの直接保有法人等が、当該就任をしたものを第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなる場合における当該就任に限る。)

28 法第二十六条第四項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株式取得者等（法第二十六条第二項第三号に規定する株式取得者、同項第四号に規定する議決権取得者、同項第五号に規定する同意者、同項第九号に規定する取得をしたもの若しくは同項第十号に規定する行使をしたもの（特定組合等がこれらの号に掲げる行為に相当するものを行つた場合にあっては、当該特定組合等）又は同条第五項に規定する直接保有法人等をいう。以下この項において同じ。）により議決権（同条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権をいう。以下この項において同じ。）の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等 （対内直接投資等の届出及び変更勧告の送達等） 第三条 法第二十七条第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する<u>対内直接投資等</u>とする。 二 非上場会社（国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい対内直接投資等に係る業種として主務省令で定める業種に属する事業を営んでいるもの及び技術又は情報であつて対内直接投資等を行つた外国投資家が当該技術又は情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして<u>主務省令で定める技術又は情報を保有する法人として主務省令で定める法人</u>に該当するものを除く。次号において「特定非上場会社」という。）の株式又は持分を所有する法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該株式若しくは持分又は当該株式若しくは持分に係る議決権を取得する場合における当該取得 九 法第二十六条第二項第三号若しくは第四号に掲げる行為又は前条第二十五項第三号若しくは第五号に掲げる行為であつて、次に掲げる割合のいずれもが百分の十未満となるもの（次項各号に掲げる対内直接投資等に該当する行為を除く。） ロ <u>当該行為者</u>が当該行為の後において保有することとなる上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該行為者に係る行為者の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合 十三 法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第十一号から第十五号までに掲げる行為（直接保有法人等に係るものに限る。）であつて、次のいずれにも該当するもの（次項各号に掲げる対内直接投資等に該当するものを除く。） イ 当該行為をしたもの（以下この号において「間接取得者等」という。）及び	一 株式取得者等（法第二十六条第二項第三号に規定する株式取得者、同項第四号に規定する議決権取得者、同項第五号に規定する同意者、同項第九号に規定する取得をしたもの若しくは同項第十号に規定する行使をしたもの（特定組合等がこれらの号に掲げる行為に相当するものを行つた場合にあっては、当該特定組合等）又は直接保有法人等をいう。以下この項において同じ。）により議決権（同条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権をいう。以下この項において同じ。）の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等 （対内直接投資等の届出及び変更勧告の送達等） 第三条 法第二十七条第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する<u>対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）</u>とする。 二 非上場会社（国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい対内直接投資等に係る業種として主務省令で定める業種に属する事業を営んでいるもの及び技術又は情報であつて対内直接投資等を行つた外国投資家が当該技術又は情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして<u>主務省令で定める技術又は情報を保有する法人に該当するものを除く。次号において「特定非上場会社」という。</u>）の株式又は持分を所有する法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該株式若しくは持分又は当該株式若しくは持分に係る議決権を取得する場合における当該取得 九 法第二十六条第二項第三号若しくは第四号に掲げる行為又は前条第二十五項第三号若しくは第五号に掲げる行為であつて、次に掲げる割合のいずれもが百分の十未満となるもの（次項各号に掲げる対内直接投資等に該当する行為を除く。） ロ <u>行為者</u>が当該行為の後において保有することとなる上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該行為者に係る行為者の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合 十三 法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第十一号から第十五号までに掲げる行為（直接保有法人等に係るものに限る。）であつて、次のいずれにも該当するもの（次項各号に掲げる対内直接投資等に該当するものを除く。） イ 当該行為をしたもの（以下この号において「間接取得者等」という。）及び
---	--

当該間接取得者等を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「間接取得者等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する非上場会社（当該行為に係る直接保有法人等が株式又は持分を所有するものに限る。）の所有等株式等と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合が百分の十未満であるもの

十五 法第二十六条第二項第九号に掲げる行為であつて、同項に規定する取得をしたものが、当該行為の後において保有することとなる当該行為に係る直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数及び当該取得をしたものを前条第十七項に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該直接保有法人等の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十未満であるもの

十六 法第二十六条第二項第九号に掲げる行為（当該行為に係る直接保有法人等が同号イに掲げるものである場合における当該行為を除く。）又は同項第十号に掲げる行為（当該行為に係る直接保有法人等が同号イに掲げるものである場合における当該行為を除く。）であつて、次に掲げる割合のいずれもが百分の一未満であるもの

イ 当該行為をしたもの（以下この号において「行為者」という。）及び当該行為者を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「行為者の密接関係者」という。）が所有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が所有等株式を所有するものに限る。）の実質所有等株式の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数とを合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合

当該間接取得者等を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「間接取得者等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する非上場会社（当該行為に係る直接保有法人等が株式又は持分を所有するものに限る。）の所有等株式等と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（当該間接取得者等又は当該間接取得者等の密接関係者に該当するものを除く。ロ及びハにおいて「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合が百分の十未満であるもの

十五 法第二十六条第二項第九号に掲げる行為であつて、同号に規定する取得をしたものが、当該行為の後において保有することとなる当該行為に係る直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数及び当該取得をしたものを前条第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該直接保有法人等の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十未満であるもの

十六 法第二十六条第二項第九号に掲げる行為（当該行為に係る直接保有法人等が同号イに掲げるものである場合における当該行為を除く。）又は同項第十号に掲げる行為（当該行為に係る直接保有法人等が同号イに掲げるものである場合における当該行為を除く。）であつて、次に掲げる割合のいずれもが百分の一未満であるもの

イ 当該行為をしたもの（以下この号において「行為者」という。）及び当該行為者を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「行為者の密接関係者」という。）が所有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が所有等株式を所有するものに限る。）の実質所有等株式の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（当該行為者又は当該行為者の密接関係者に該当するものを除く。ロにおいて「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数とを合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合

ロ 当該行為者及び当該行為者に係る行為者の密接関係者が保有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が保有等議決権を保有するものに限る。）の実質保有等議決権の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数とを合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合 十七 法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第十一号から第十五号までに掲げる行為（直接保有法人等に係るものに限る。）であつて、次のいずれにも該当しないもの ロ 次の要件を満たすもの (1) 当該行為をしたもの（以下この号において「間接取得者等」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する非上場会社（当該行為に係る直接保有法人等が株式又は持分を所有するものに限る。）の所有等株式等及び当該行為の前における当該間接取得者等を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（<u>ハ(1)及びニ(1)</u>において「間接取得者等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等を合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合が百分の五十未満であること。 (2) (1)に規定する合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数と、当該行為に係る直接保有法人等及び当該行為の後における当該直接保有法人等を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる<u>非居住者等</u>（<u>ハ(2)及びニ(2)</u>において「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等を合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数とを合計した<u>純株式数</u>若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合が百分の五十以上となること。 ハ 次の要件を満たすもの ニ 次の要件を満たすもの 十九 法第二十七条第十四項（同項第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定	ロ 行為者及び当該行為者に係る行為者の密接関係者が保有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が保有等議決権を保有するものに限る。）の実質保有等議決権の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数とを合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合 十七 法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第十一号から第十五号までに掲げる行為（直接保有法人等に係るものに限る。）であつて、次のいずれにも該当しないもの ロ 次の要件のいずれも満たすもの (1) 当該行為をしたもの（以下この号において「間接取得者等」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する非上場会社（当該行為に係る直接保有法人等が株式又は持分を所有するものに限る。）の所有等株式等及び当該行為の前における当該間接取得者等を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（<u>以下この号において「間接取得者等の密接関係者」という。</u>）が所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等を合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合が百分の五十未満であること。 (2) (1)に規定する合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数と、当該行為に係る直接保有法人等及び当該行為の後における当該直接保有法人等を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる<u>非居住者等</u>（<u>間接取得者等又は当該間接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者に該当するものを除く。</u>ハ(2)及びニ(2)において「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等を合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数とを合計した<u>株式の数</u>若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合が百分の五十以上となること。 ハ 次の要件のいずれも満たすもの ニ 次の要件のいずれも満たすもの 十九 法第二十七条第十四項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定によ
---	--

により外国投資家とみなされたものが行う対内直接投資等であつて、次条第一項各号に掲げる非居住者等以外の非居住者等のために行われるもの

2 法第二十七条第一項に規定する審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する対内直接投資等とする。

一 次のいずれかに該当する対内直接投資等

イ 法第二十六条第二項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等及び前条第二十五項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等のうち、次のいずれかに該当する業種として主務省令で定める業種に係る対内直接投資等（法第二十六条第二項第一号から第五号まで及び同項第七号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第二号から第八号までに掲げる対内直接投資等にあつては、これらの規定に規定する上場会社等その他の会社又は本邦に主たる事務所を有する法人の被支配会社等（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。次号イにおいて同じ。）並びに当該会社又は法人が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（被支配会社等を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合における当該対内直接投資等を含む。）

二 次のいずれかに該当する対内直接投資等

イ 法第二十六条第二項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等及び前条第二十五項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等のうち、技術又は情報であつて対内直接投資等を行った外国投資家が当該技術又は情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより法第二十七条第三項第一号イ又はロに掲げる事態を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める技術又は情報を保有する法人として主務省令で定める法人に係る対内直接投資等（法第二十六条第二項第一号から第五号まで及び同項第七号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第二号から第八号までに掲げる対内直接投資等にあつては、これらの規定に規定する上場会社等その他の会社又は本邦に主たる事務所を有する法人の被支配会社等並びに当該会社又は法人が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（被支配会社等を除く。）が当該主務省令で定める法人に該当する場合における当該対内直接投資等を含む。）

ロ 法第二十六条第二項第九号及び第十号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる対内直接投資等のうち、これらの対内直接投資等に係る直接保有法人等又は出資証券所有法人等が株式若し

り外国投資家とみなされるものが行う対内直接投資等に相当するものであつて、次条第一項各号に掲げる非居住者等以外の非居住者等のために行われるもの

2 法第二十七条第一項に規定する審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する対内直接投資等とする。

一 次のいずれかに該当する対内直接投資等

イ 法第二十六条第二項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等及び前条第二十五項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等のうち、次のいずれかに該当する業種として主務省令で定める業種に係る対内直接投資等（法第二十六条第二項第一号から第五号まで及び同項第七号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第二号から第八号までに掲げる対内直接投資等にあつては、これらの規定に規定する上場会社等その他の会社又は本邦に主たる事務所を有する法人の被支配会社等（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。次号イ及び第七条第一号において同じ。）並びに当該会社又は法人が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（被支配会社等を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合における当該対内直接投資等を含む。）

二 次のいずれかに該当する対内直接投資等

イ 法第二十六条第二項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等及び前条第二十五項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等のうち、技術又は情報であつて対内直接投資等を行った外国投資家が当該技術又は情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより法第二十七条第三項第一号イ又はロに掲げる事態を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める技術又は情報を保有する法人に係る対内直接投資等（法第二十六条第二項第一号から第五号まで及び同項第七号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第二号から第八号までに掲げる対内直接投資等にあつては、これらの規定に規定する上場会社等その他の会社又は本邦に主たる事務所を有する法人の被支配会社等並びに当該会社又は法人が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（被支配会社等を除く。）が当該保有する法人に該当する場合における当該対内直接投資等を含む。）

ロ 法第二十六条第二項第九号及び第十号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる対内直接投資等のうち、これらの対内直接投資等に係る直接保有法人等又は出資証券所有法人等が株式若し

くは持分若しくは所有等株式若しくは出資証券を所有し、又は保有等議決権を保有する上場会社等その他の会社又は特別の法律により設立された法人、当該会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として<u>当該主務省令で定めるもの（子会社を除く。）</u>がイに規定する<u>主務省令で定める</u>法人に該当する場合における対内直接投資等 5 法第二十七条第一項に規定する当該行為に係る金額を算定することができるものとして政令で定める行為は、法第二十六条第二項第一号から第四号まで、第七号、第八号（事業の譲受けの対価の金額を算定することができる場合に限る。）及び第九号に掲げる行為並びに前条第二十五項第一号、第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為とする。 17 第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>第十一項中「前項」とあり、及び第十二項中「第十項」とあるのは「第十六項」と、第十三項中「第十項」とあるのは「第十六項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、第十四項中「第十項」とあるのは「第十六項」と読み替えるものとする。</u> 19 法第二十七条第十四項第二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる対内直接投資等に相当するものとする。 一 非居住者等との<u>対内直接投資等の委託に係る契約に基づき行われる対内直接投資等に相当するもの</u> 20 法第二十七条第十四項第三号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。 一 非居住者等と、当該非居住者等及び当該非居住者等と次号から第六号までに掲げる関係にある者が直接に保有する議決権の数並びにこれらのものが他のものを通じて間接に保有するものとして主務省令で定める議決権の数とを合計した議決権の数の<u>総議決権</u>に占める割合が百分の五十以上に相当する法人との関係 21 法第二十七条第十四項第三号に規定する政令で定めるものは、非居住者等と前項に規定する関係にある者が行う次に掲げる対内直接投資等に相当するものとする。 二 当該非居住者等の指示に基づき特定の事業を譲渡又は廃止することを目的として行われる対内直接投資等に相当するもの（前号に掲げるものを除く。）	くは持分若しくは所有等株式若しくは出資証券を所有し、又は保有等議決権を保有する上場会社等その他の会社又は特別の法律により設立された法人、当該会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として<u>主務省令で定めるもの（子会社を除く。）</u>がイに規定する<u>保有する</u>法人に該当する場合における対内直接投資等 5 法第二十七条第一項に規定する金額を算定することができるものとして政令で定める行為は、法第二十六条第二項第一号から第四号まで、第七号、第八号（事業の譲受けの対価の金額を算定することができる場合に限る。）及び第九号に掲げる行為並びに前条第二十五項第一号、第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為とする。 17 第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第十六項ただし書」と、第十三項中「第十項の」とあるのは「第十六項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、第十四項中「第十項の」とあるのは「第十六項の」と読み替えるものとする。</u> 19 法第二十七条第十四項第二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる対内直接投資等に相当するものとする。 一 非居住者等との<u>対内直接投資等に相当するものの委託に係る契約に基づき行われる対内直接投資等に相当するもの</u> 20 法第二十七条第十四項第三号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。 一 非居住者等と、当該非居住者等及び当該非居住者等と次号から第六号までに掲げる関係にある者が直接に保有する議決権の数並びにこれらのものが他のものを通じて間接に保有するものとして主務省令で定める議決権の数とを合計した議決権の数の<u>議決権の総数</u>に占める割合が百分の五十以上に相当する法人との関係 21 法第二十七条第十四項第三号に規定する政令で定めるものは、非居住者等と前項に規定する関係にある者が行う次に掲げる対内直接投資等に相当するものとする。 二 当該非居住者等の指示に基づき特定の事業を譲渡し、又は廃止することを目的として行われる対内直接投資等に相当するもの（前号に掲げるものを除く。）
---	---

(対内直接投資等の届出の特例に関する事項)

第三条の二 法第二十七条の二第一項に規定する法第二十七条第三項の規定による審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものは、外国投資家であつて、次に掲げる非居住者等（第三号から第五号までに掲げる非居住者等に該当するものにあつては、対内直接投資等を行う場合において国の安全等に係る対内直接投資等（同項に規定する国の安全等に係る対内直接投資等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれが大きい非居住者等に該当しないものとして財務大臣が認めたものを除く。）に該当するものとする。

五 法人その他の団体で、次のいずれかに該当するもの

イ 同一の国若しくは地域に属する外国政府等又は当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体が直接に保有するその議決権又は外国議決権の数と他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定めるその議決権又は外国議決権の数とを合計した議決権又は外国議決権の数の総議決権又は外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当するもの

3 法第二十七条の二第一項に規定する国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

三 前条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種のうち国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに係る業種として主務省令で定める業種（以下この号において「特定業種」という。）又は同項第二号に規定する主務省令で定める法人のうち技術若しくは情報であつて対内直接投資等を行った外国投資家が当該技術若しくは情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより当該対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当することとなるおそれが大きいものとして主務省令で定める技術若しくは情報を保有する法人として主務省令で定める法人（以下この号において「特定法人」という。）に係る対内直接投資等（対内直接投資等に係る上場会社等その他の会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が特定業種に属する事業を営み、又は特定法人に該当する場合における当該対内直接投資等を含む。）であつて、次に掲げるもの（第一項第四号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定める外国投資家が行う行為であつて、特定業種に属する事業を行う者又は特定法人に該当する者のうちその事業の継続的かつ安定的な実施に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある事業を行う者として主務省令で定める事業者に係るもの（当該

(対内直接投資等の届出の特例に関する事項)

第三条の二 法第二十七条の二第一項に規定する法第二十七条第三項の規定による審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものは、外国投資家であつて、次に掲げる非居住者等（第三号から第五号までに掲げる非居住者等に該当するものにあつては、対内直接投資等を行う場合において国の安全等に係る対内直接投資等（同項に規定する国の安全等に係る対内直接投資等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれが大きい非居住者等に該当しないものとして財務大臣が認めたものを除く。）に該当するものとする。

五 法人その他の団体で、次のいずれかに該当するもの

イ 同一の国若しくは地域に属する外国政府等又は当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体が直接に保有するその議決権又は外国議決権の数と他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定めるその議決権又は外国議決権の数とを合計した議決権又は外国議決権の数の議決権又は外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当するもの

3 法第二十七条の二第一項に規定する国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

三 前条第二項第一号イに規定する主務省令で定める業種のうち国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに係る業種として主務省令で定める業種（以下この号において「特定業種」という。）又は同項第二号イに規定する保有する法人のうち技術若しくは情報であつて対内直接投資等を行った外国投資家が当該技術若しくは情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより当該対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当することとなるおそれが大きいものとして主務省令で定める技術若しくは情報を保有する法人（以下この号において「特定法人」という。）に係る対内直接投資等（対内直接投資等に係る上場会社等その他の会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が特定業種に属する事業を営み、又は特定法人に該当する場合における当該対内直接投資等を含む。）であつて、次に掲げるもの（第一項第四号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定める外国投資家が行う行為であつて、特定業種に属する事業を行う者又は特定法人に該当する者のうちその事業の継続的かつ安定的な実施に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある事業を行う者として主務省令で定める事業者に係るもの（当該行為の対象となる上場会社等そ

行為の対象となる上場会社等その他の会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める事業者に該当する場合における当該対内直接投資等を含む。）を除く。）以外のもの（前二号に掲げるものを除く。） 五 法第二十七条の二第七項（同項第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により外国投資家とみなされたものが行う<u>対内直接投資等</u>であつて、第一項各号に掲げる非居住者等のために行われるもの 5 前条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告又は命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十一項中「前項」とあり、及び同条第十二項中「第十項」とあるのは「第三条の二第四項」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「第三条の二第四項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号又は第六号」と、同条第十四項中「第十項」とあるのは「第三条の二第四項」と読み替えるものとする。</u> （禁止期間満了後の国の安全等に係る措置に関する変更の届出等の手続） 第三条の四 法第二十七条の四第一項の規定による届出は、当該届出に係る変更を行うおうとする日前六月以内に、主務省令で定める手続により、しなければならない。 4 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十一項中「前項」とあり、及び同条第十二項から第十四項までの規定中「第十項」とあるのは、「第三条の四第三項」と読み替えるものとする。</u> 6 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十一項中「前項」とあり、及び同条第十二項中「第十項」とあるのは「第三条の四第五項」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「第三条の四第五項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項」とあるのは「第三条の四第五項」と読み替えるものとする。</u> （特定取得の届出及び変更勧告の送達等） 第四条 法第二十八条第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する特定取得（法第二十六条第三項に規定する特定取得をいう。以下同じ。）とする。	他の会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める事業者に該当する場合における当該対内直接投資等を含む。）を除く。）以外のもの（前二号に掲げるものを除く。） 五 法第二十七条の二第七項（<u>第二号又は第三号に係る部分に限る。</u>）の規定により外国投資家とみなされるものが行う<u>対内直接投資等に相当するもの</u>であつて、第一項各号に掲げる非居住者等のために行われるもの 5 前条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告又は命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第三条の二第四項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第三条の二第四項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号又は第六号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第三条の二第四項の」と読み替えるものとする。</u> （禁止期間満了後の国の安全等に係る措置に関する変更の届出等の手続） 第三条の四 法第二十七条の四第一項の規定による届出は、当該届出に係る変更を行うおうとする日前六月以内に、主務省令で定める手続により、なければならない。 4 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第三条の四第三項ただし書」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」とあるのは「第三条の四第三項の」と読み替えるものとする。</u> 6 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第三条の四第五項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第三条の四第五項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第三条の四第五項の」と読み替えるものとする。</u> （特定取得の届出及び変更勧告の送達等） 第四条 法第二十八条第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する特定取得（法第二十六条第三項に規定する特定取得をいう。以下同じ。）とする。
---	--

四 法第二十八条第九項（同項第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により外国投資家とみなされたものが行う特定取得であつて、第四条の三第一項各号に掲げる非居住者等以外の非居住者等のために行われるもの 2 法第二十八条第一項に規定する審査が必要となる特定取得に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものは、国の安全に係る特定取得（同条第三項に規定する国の安全に係る特定取得をいう。以下同じ。）に係る業種として主務省令で定める業種に係る特定取得又は国の安全に係る特定取得に係る技術若しくは情報として主務省令で定める技術若しくは情報を保有する法人として主務省令で定める法人に係る特定取得（特定取得に係る非上場会社の子会社並びに当該非上場会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営み、又は当該主務省令で定める法人に該当する場合における当該特定取得を含む。）とする。 8 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十一項中「前項」とあり、及び同条第十二項から第十四項までの規定中「第十項」とあるのは、「第四条第七項」と読み替えるものとする。</u> 10 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十一項中「前項」とあり、及び同条第十二項中「第十項」とあるのは「第四条第九項」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「第四条第九項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項」とあるのは「第四条第九項」と読み替えるものとする。</u> （特定取得の届出の特例に関する事項） 第四条の三 法第二十八条の二第一項に規定する法第二十八条第三項の規定による審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものは、外国投資家であつて、次に掲げる非居住者等に該当するものとする。 五 法人その他の団体で、次のいずれかに該当するもの イ 同一の国若しくは地域に属する外国政府等又は当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体が直接に保有するその議決権又は外国議決権の数と他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定めるその議決権又は外国議決権の数とを合計した議決権又は外国議決権の数の総議決権又は外国議決権の総数に占める割合が百	四 法第二十八条第九項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により外国投資家とみなされるものが行う特定取得に相当するものであつて、第四条の三第一項各号に掲げる非居住者等以外の非居住者等のために行われるもの 2 法第二十八条第一項に規定する審査が必要となる特定取得に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものは、国の安全に係る特定取得（同条第三項に規定する国の安全に係る特定取得をいう。以下同じ。）に係る業種として主務省令で定める業種に係る特定取得又は国の安全に係る特定取得に係る技術若しくは情報として主務省令で定める技術若しくは情報を保有する法人に係る特定取得（特定取得に係る非上場会社の子会社並びに当該非上場会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営み、又は当該保有する法人に該当する場合における当該特定取得を含む。）とする。 8 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条第七項ただし書」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条第七項の」と読み替えるものとする。</u> 10 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条第九項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条第九項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条第九項の」と読み替えるものとする。</u> （特定取得の届出の特例に関する事項） 第四条の三 法第二十八条の二第一項に規定する法第二十八条第三項の規定による審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものは、外国投資家であつて、次に掲げる非居住者等に該当するものとする。 五 法人その他の団体で、次のいずれかに該当するもの イ 同一の国若しくは地域に属する外国政府等又は当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体が直接に保有するその議決権又は外国議決権の数と他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定めるその議決権又は外国議決権の数とを合計した議決権又は外国議決権の数の議決権又は外国議決権の総数に占める割合が百分
---	--

分の五十以上に相当するもの	の五十以上に相当するもの
2 法第二十八条の二第一項に規定する国の安全に係る特定取得に該当するおそれ が大きいものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 第四条第二項に規定する主務省令で定める業種のうち国の安全に係る特定取得に 該当するおそれが大きいものとして主務省令で定める業種又は同項に規定する主務省令で定める法人のうち技術若しくは情報であつて特定取得を行つた外国投資家が当該技術若しくは情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより当該特定取得が国の安全に係る特定取得に該当することとなるおそれが大きいものとして主務省令で定める技術若しくは情報を保有する法人として主務省令で定める法人に係る特定取得（特定取得に係る非上場会社の子会社並びに当該非上場会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営み、又は当該主務省令で定める法人に該当する場合における当該特定取得を含む。） 三 法第二十八条の二第七項（<u>同項第二号又は第三号に係る部分に限る。</u>）の規定により外国投資家とみなされたものが行う<u>特定取得</u>であつて、前項各号に掲げる非居住者等のために行われるもの 4 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告又は命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十一項中「前項」とあり、及び同条第十二項中「第十項」とあるのは「第四条の三第三項」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「第四条の三第三項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号又は第六号」と、同条第十四項中「第十項」とあるのは「第四条の三第三項」と読み替えるものとする。</u> （禁止期間満了後の国の安全に係る措置に関する変更の届出等の手続） 第四条の五 法第二十八条の四第一項の規定による届出は、当該届出に係る変更を行うおととする日前六月以内に、主務省令で定める手続により、しなければならない。 4 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十一項中「前項」とあり、及び同条第十二項から第十四項までの規定中「第十項」とあるのは、「第四条の五第三項」と読み替えるものとする。</u> 6 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同</u>	2 法第二十八条の二第一項に規定する国の安全に係る特定取得に該当するおそれ が大きいものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 第四条第二項に規定する主務省令で定める業種のうち国の安全に係る特定取得に該当するおそれが大きいものとして主務省令で定める業種又は同項に規定する保有する法人のうち技術若しくは情報であつて特定取得を行つた外国投資家が当該技術若しくは情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより当該特定取得が国の安全に係る特定取得に該当することとなるおそれが大きいものとして主務省令で定める技術若しくは情報を保有する法人に係る特定取得（特定取得に係る非上場会社の子会社並びに当該非上場会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営み、又は当該保有する法人に該当する場合における当該特定取得を含む。） 三 法第二十八条の二第七項（<u>第二号又は第三号に係る部分に限る。</u>）の規定により外国投資家とみなされるものが行う<u>特定取得に相当するもの</u>であつて、前項各号に掲げる非居住者等のために行われるもの 4 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告又は命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の三第三項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条の三第三項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号又は第六号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の三第三項の」と読み替えるものとする。</u> （禁止期間満了後の国の安全に係る措置に関する変更の届出等の手続） 第四条の五 法第二十八条の四第一項の規定による届出は、当該届出に係る変更を行うおととする日前六月以内に、主務省令で定める手続により、なければならない。 4 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の五第三項ただし書」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の五第三項の」と読み替えるものとする。</u> 6 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同</u>

条第十一項中「前項」とあり、及び同条第十二項中「第十項」とあるのは「第四条の五第五項」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「第四条の五第五項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項」とあるのは「第四条の五第五項」と読み替えるものとする。

(法第二十八条の技術的読替え)

第四条の六 法第二十八条の四第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条第七項	同条第十項から第十二項までの規定中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」	「第一項第四号」とあるのは「第二十八条第一項第四号」と、同条第九項中「第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項」とあるのは「第二十八条の四第二項において準用する第二十八条第三項若しくは第六項又は第二十八条の三第二項」と、「第一項第四号」とあるのは「第二十八条第一項第四号」と、同条第十項本文中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」と、「第二十七条の四第一項」とあるのは「第二十八条の四第一項」と、「第一項第四号」とあるのは「 <u>同項第四号</u> 」と、同項ただし書中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」と、「第三項若しくは第六項又は第二十七条の三

条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の五第五項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条の五第五項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の五第五項の」と読み替えるものとする。

(法第二十八条の技術的読替え)

第四条の六 法第二十八条の四第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条第七項	同条第十項から第十二項までの規定中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」	「第一項第四号」とあるのは「第二十八条第一項第四号」と、同条第九項中「第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項」とあるのは「第二十八条の四第二項において準用する第二十八条第三項若しくは第六項又は第二十八条の三第二項」と、「第一項第四号」とあるのは「第二十八条第一項第四号」と、同条第十項本文中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」と、「第二十七条の四第一項」とあるのは「第二十八条の四第一項」と、「第一項第四号」とあるのは「 <u>第二十八条第一項第四号</u> 」と、同項ただし書中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「 <u>国の安全に係る措置に関する修正</u> 」と、「第三項若しくは第六項又

		第二項」とあるのは「 <u>同条第二項</u> において準用する第二十八条第三項若しくは第六項又は第二十八条の三第二項」と、同条第十一項中「第二十七条の四第一項」とあるのは「第二十八条の四第一項」と、「対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等」とあるのは「特定取得が国の安全に係る特定取得」と、「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」と、同条第十二項中「第五項から前項まで」とあるのは「第七項から前項まで並びに第二十八条の四第二項において準用する第二十八条第五項及び第六項」と、「国の安全等に係る措置に関する修正又は第二十七条の四第一項」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正又は第二十八条の四第一項」と、「第一項第四号」とあるのは「第二十八条第一項第四号」			は第二十七条の三第二項」とあるのは「 <u>第二十八条の四第二項</u> において準用する第二十八条第三項若しくは第六項又は第二十八条の三第二項」と、同条第十一項中「第二十七条の四第一項」とあるのは「第二十八条の四第一項」と、「対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等」とあるのは「特定取得が国の安全に係る特定取得」と、「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」と、同条第十二項中「第五項から前項まで」とあるのは「第七項から前項まで並びに第二十八条の四第二項において準用する第二十八条第五項及び第六項」と、「国の安全等に係る措置に関する修正又は第二十七条の四第一項」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正又は第二十八条の四第一項」と、「第一項第四号」とあるのは「第二十八条第一項第四号」
(措置命令の送達) 第四条の七 法第二十九条第一項から第七項まで及び第九項の規定による命令は、郵			(措置命令の送達) 第四条の七 法第二十九条第一項から第七項まで及び第九項の規定による命令は、郵		

便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該命令の内容を記載した文書を送達して行く。 2 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十一項中「前項」とあり、及び同条第十二項中「第十項」とあるのは「第四条の七第一項」と、「もの（同項ただし書の場合にあつては、代理人。次項及び第十四項において同じ。）」とあるのは「もの」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「第四条の七第一項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第六号」と、同条第十四項中「第十項」とあるのは「第四条の七第一項」と読み替えるものとする。</u> （報告の徴収等に関する事項） 第四条の八 法第二十九条の二第一項に規定する政令で定める行為は、第二条第二十五項第一号から第六号までに掲げる行為とする。 5 法第二十九条の二第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 二 次のイから<u>ホ</u>までに掲げる対内直接投資等又は特定取得の区分に応じ、当該イから<u>ホ</u>までに定める数又は金額 ハ 法第二十六条第二項第四号に掲げる対内直接投資等又は第二条第二十五項第三号から<u>第五号</u>までに掲げる対内直接投資等 これらの対内直接投資等に係る上場会社等の実質保有等議決権の数 <u>ホ 第二条第二十五項第六号に掲げる対内直接投資等 当該対内直接投資等に係る上場会社等の実質保有等議決権の数</u> 7 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十一項中「前項」とあり、及び同条第十二項中「第十項」とあるのは「第四条の八第六項」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「第四条の八第六項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項」とあるのは「第四条の八第六項」と読み替えるものとする。</u> 9 法第二十九条の二第九項に規定する政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。 一 法第二十九条の二第一項の規定による報告に係る対内直接投資等又は特定取得に係る非上場会社の株式若しくは持分又は上場会社等の株式、議決権若しくは議	便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該命令の内容を記載した文書を送達して行く。 2 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十二項中「もの（同項ただし書の場合にあつては、代理人。次項及び第十四項において同じ。）」とあるのは「もの」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条の七第一項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第六号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の七第一項の」と読み替えるものとする。</u> （報告の徴収等に関する事項） 第四条の八 法第二十九条の二第一項に規定する政令で定める行為は、第二条第二十五項第一号から第六号までに掲げる行為とする。 5 法第二十九条の二第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 二 次のイから<u>三</u>までに掲げる対内直接投資等又は特定取得の区分に応じ、当該イから<u>三</u>までに定める数又は金額 ハ 法第二十六条第二項第四号に掲げる対内直接投資等又は第二条第二十五項第三号から<u>第六号</u>までに掲げる対内直接投資等 これらの対内直接投資等に係る上場会社等の実質保有等議決権の数 7 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の八第六項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条の八第六項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の八第六項の」と読み替えるものとする。</u> 9 法第二十九条の二第九項に規定する政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。 一 法第二十九条の二第一項の規定による報告に係る対内直接投資等又は特定取得に係る非上場会社の株式若しくは持分、<u>上場会社等の株式、議決権若しくは議</u>
---	--

<u>議決権行使等権限</u>を新たに取得しないこと。 (技術導入契約の締結等の届出及び変更勧告の送達等) 第五条 (略) 6 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十一項中「前項」とあり、及び同条第十二項から第十四項までの規定中「第十項」とあるのは、「第五条第五項」と読み替えるものとする。</u> 8 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十一項中「前項」とあるのは「第五条第七項」と、同条第十二項中「第十項」とあるのは「第五条第七項」と、「もの（同項ただし書の場合にあつては、代理人。次項及び第十四項において同じ。）」とあるのは「もの」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「第五条第七項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項」とあるのは「第五条第七項」と読み替えるものとする。</u> (対内直接投資等及び特定取得の報告) 第六条の三 (略) 3 <u>(略)</u> (事業所管大臣) 第七条 法及びこの政令における事業所管大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。 一 法第二十六条第二項第一号から第四号までに掲げる行為、同項第五号に掲げる行為（第二条第十一項第二号に掲げる議案に係るものを除く。）若しくは法第二十六条第二項第七号に掲げる行為若しくは第二条第二十五項第一号から第八号までに掲げる行為又は特定取得に関する事項 これらの行為又は特定取得に係	<u>決権行使等権限又は特別の法律により設立された法人の出資証券</u>を新たに取得しないこと。 (技術導入契約の締結等の届出及び変更勧告の送達等) 第五条 (略) 6 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十二項中「もの（同項ただし書の場合にあつては、代理人。次項及び第十四項において同じ。）」とあるのは「もの」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」とあるのは「第五条第五項の」と読み替えるものとする。</u> 8 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、<u>同条第十二項中「もの（同項ただし書の場合にあつては、代理人。次項及び第十四項において同じ。）」とあるのは「もの」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第五条第七項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第五条第七項の」と読み替えるものとする。</u> (対内直接投資等及び特定取得の報告) 第六条の三 (略) 3 <u>法第五十五条の五第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>一・二 (略)</u> <u>三 対内直接投資等（第三条第五項に規定する行為に該当するものに限る。）又は特定取得の金額</u> <u>四 対内直接投資等又は特定取得の実行の日</u> <u>五 (略)</u> (事業所管大臣) 第七条 法及びこの政令における事業所管大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。 一 法第二十六条第二項第一号から第四号までに掲げる行為、同項第五号に掲げる行為（第二条第十一項第二号に掲げる議案に係るものを除く。）若しくは法第二十六条第二項第七号に掲げる行為若しくは第二条第二十五項第一号から第八号までに掲げる行為又は特定取得に関する事項 これらの行為に係る法人又は特
---	---

る法人の営む事業の所管大臣（当該法人の子会社若しくは第三条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものが同号に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合又は当該法人の子会社若しくは第四条第二項に規定する主務省令で定めるものが同項に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合にあつては、これらの事業の所管大臣を含む。）

四 法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為に関する事項 これらの行為に係る直接保有法人等又は出資証券所有法人等が株式若しくは持分若しくは所有等株式若しくは出資証券を所有し、又は保有等議決権を保有する法人の営む事業の所管大臣（当該法人の子会社又は第三条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものが同号に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合にあつては、これらの事業の所管大臣を含む。）

（事務の委任）

第十条 財務大臣又は財務大臣及び事業所管大臣が法第六十九条第一項の規定に基づき日本銀行に取り扱わせる法（第五章、第五十五条の五、第五十五条の六及び第五十五条の八に限る。）の施行に関する事務は、次に掲げる事務とする。ただし、財務大臣又は財務大臣及び事業所管大臣が必要と認めるときは、財務省令又は主務省令で定めるところにより、自らその事務を取り扱うことを妨げない。

七 法第二十七条第十一項（法第二十七条の四第二項、法第二十八条第七項（法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第三十条第七項において準用する場合を含む。）並びに法第二十九条の二第七項及び第十項の規定に基づき取り消す勧告又は命令の内容を記載した文書の送付

定取得に係る会社の営む事業の所管大臣（当該法人（特別の法律により設立された法人を除く。）の被支配会社等若しくは第三条第二項第一号イに規定する主務省令で定める他の会社が同号イに規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合又は当該特定取得に係る会社の子会社若しくは第四条第二項に規定する主務省令で定める他の会社が同項に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合にあつては、これらの事業の所管大臣を含む。）

四 法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為に関する事項 これらの行為に係る直接保有法人等又は出資証券所有法人等が株式若しくは持分若しくは所有等株式若しくは出資証券を所有し、又は保有等議決権を保有する法人の営む事業の所管大臣（当該法人（特別の法律により設立された法人を除く。）の子会社又は第三条第二項第一号ロに規定する主務省令で定める他の会社が同号イに規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合にあつては、これらの事業の所管大臣を含む。）

（事務の委任）

第十条 財務大臣又は財務大臣及び事業所管大臣が法第六十九条第一項の規定に基づき日本銀行に取り扱わせる法（第五章、第五十五条の五、第五十五条の六及び第五十五条の八に限る。）の施行に関する事務は、次に掲げる事務とする。ただし、財務大臣又は財務大臣及び事業所管大臣が必要と認めるときは、財務省令又は主務省令で定めるところにより、自らその事務を取り扱うことを妨げない。

七 法第二十七条第十一項（法第二十七条の四第二項、法第二十八条第七項（法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第三十条第七項において準用する場合を含む。）並びに法第二十九条の二第七項及び第十項の規定に基づき勧告又は命令を取り消す旨を記載した文書の送付